

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件沖縄出入域関係(I) (出入域許可他)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 領事問題, 米民政府, 日本旅券, 日本国旗掲揚, 船員手帳, 国際航空乗員証明書, 米民政府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43389

國際航空乘員證明書



国社合第3027号

昭和38年12月26日

在外公館長 殿

外務大臣

国際航空乗員証明書による出入国承認
取付方に関する件

1. 今般運輸省においては、9月12日付運輸省告示第304号(別添1)をもつて国際航空乗員証明書交付規則を定め、本邦航空会社の運航する国際航空路線業務に従事する日本人乗員に対し国際航空乗員証明書(Crew Member Certificate)(見本、別添2)を交付することとなつた。

上記国際航空乗員証明書は、本邦及び責任国(兼轄国を含む)が参加している国際民間

2

航空条約の第9付属書" FACILITATION " が規定する Crew Member Certificateの様式に準拠したものである(但し交付料を徴収すること、有効期間が原則として2年間なる点異なる)。

2. 同付属書は本件条約締約国に対し、Crew Member Certificate の提示による締約国定期運行航空機乗員の一時出入国を許容するよう義務づけており(3、15項-標準規定。別添4参照)、また不定期運行航空機乗員にも上記 Certificate による一時出入国を許容するよう勧告している(3、15、1項-勧告規定。別添4参照)。

締約国は、国内法規と上記付属書の標準規定との相違を一定期間内に I C A O (International Civil Aviation Organization 国際民間航空機関)に通報しない限り、付属書の標準規定に拘束されることとなつている(同条約38条)。

勧告規定については、かかる相違通報の義

務はないが、I C A Oは締約国に対し勧告規定についても相違通報を行なうよう要請している。

3. 然るところ、わが国の国際航空路線に関係ある諸国(リスト別添3。不定期航空、不時着の可能性を考慮して作成した)のうち、上記付属書の3、15及び3、15、1項につき国内法規との相違をI C A Oに通告している国は米、オランダ、スイス、パキスタンの4カ国のみであり(別添5参照)(上記通告期限は既に経過済み)、その他の各国は、定期航空に関する限り、わが国当局の発給する本件乗員証明書による出入国を許可すべきものと考えられるが、わが方の本件乗員証明書制度実施の通報も兼ね、万一トラブルの起ることのないよう念のため事前に確認しておく必要があり、更に不定期航空については、3、15、1項の上記性質にも鑑み、相違通報をしていないから相違がないとは断定出来ない事情にあるので、

是非共各国の方針を照会しておく必要がある次第である。

4. よつて別添3のリスト中の責任国(兼轄国を含む)に対し、次の要領により申入れありたく、香港及びバーレンについては在英大使より英国政府に申入れありたい。(香港及びバーレンの法制と条約付属書規定との相違については、英国がこれをI C A Oに通報している。但し本件関係の2規定については相違を通報していない。念の為。)

- (1) 米、オランダ、スイス、パキスタンを除く諸国に対しては、別添6の口上書案にて、乗員証明書による出入国許容体制の確認を取り付けられたい。

I C A Oは締約国を「相違のない国」「相違通報国」及び「通報のない国」の3種に分類しているが、本項の諸国の中、インドネシア、カンボディア、クウェート、イスラエル、ビルマ、サイプラス、アイスラン

ド、サウディアラビア、シリアの9カ国は「通報のない国」に入っている。これら諸国は相違があるのに通報を行なっていない可能性もあるが、かかる場合は、標準規定の3、15項に関する限り、上述の如くこれに拘束されるので、右規定と相違する国内法規を主張することは出来ない。参考まで。

(2) 米、オランダ、スイス、パキスタンの4カ国は本件関係2規定の一又は両項につき相違通告(別添5参照)を行なっているところ、これら諸国に対しては、別添7の口上書案にて、右相違が現在も変更なく、わが方発給の乗員証明書にも適用のあることを確認方要請ありたい。

運輸省はこれら関係各国の了解取付け後本件乗員証明書交付を開始する予定であるので、責任国(兼轄国を含む)政府の回答あり次第報告ありたい。

5. なお別添4の第9付属書条文の3、14項に

おいては、ライセンス(操縦士、通信士等に交付する航空免状)所持者がその提示により出入国することを許容すべき旨規定しているが、わが国の発行しているライセンスは同項の規定する要件を全部は満たしていないので、わが国航空乗員には同項の適用がなく、よつてライセンスを所持する乗員も、これを所持しない乗員と同じく、本件国際航空乗員証明書の交付を受け、3、15及び3、15、1項の適用により出入国を許可されることになるものである。但し本件乗員証明書提示による出入国を許可しない国に対しては、従来通り旅券を使用することとなる。

6. 一方わが国は3、13ないし3、15、1項の規定に従つて、ライセンス及び Crew Member Certificate 提示による外国人航空乗員の出入国を許可している。以上何ら参考まで。

付属物空便

本信送付先

米、ブラジル、ヴェネズエラ、
ベルギー、英、デンマーク、仏、
独、ギリシャ、イタリア、ノー
ルウェー、オランダ、スウェー
デン、スイス、ビルマ、カンボ
ディア、中華民国、インド、イ
ンドネシア、マラヤ、パキスタ
ン、フィリピン、タイ、ヴィエ
トナム、イラン、レバノン、サ
ウディ・アラビア、シリア、イ
スラエル、アラブ連合、クウェ
イト

本信写送付先

カナダ、香港